

避難慰謝料

損害のうち、原告らの請求する慰謝料には、避難慰謝料とふるさと喪失慰謝料があります。

そのうち、まず、避難慰謝料は、避難生活を余儀なくされたことによって生じた精神的苦痛に対する慰謝料です。これは、避難地での生活苦、不便に対して、日々発生する性質を持った慰謝料であり、このような慰謝料が認められること自体は当然です。

そして、これは、このあとお話しするふるさと喪失慰謝料とは全く性質が異なるものです。

避難慰謝料について争点となっているのは、本件原発事故に対する慰謝料として、支払われるべき避難慰謝料額がいくらなのかという点です。

今回の事故による損害は、「不法行為がなかったならば被害者が現在置かれていたであろう仮定的事実状態」と「不法行為がなされたために被害者が置かれている現実の事実状態」の差をもってとらえるべきです。

ですから、避難慰謝料についても、加害行為がなかったならあるべき利益状態と、加害がなされた現在の利益状態の差に着目し、今回の事故による避難前と同じ利益状態を回復するために必要となる慰謝料額はいくらか、という観点から、具体的な損害額を算定すべきです。

被告は、中間指針が一人月額 10 万円を、生活費含めた賠償金額として主張しています。しかし、そもそも一人月額 10 万円という金額が出された中間指針において、なぜ 10 万円になるのか、十分な議論がなされていませんでした。根拠があいまいなのです。本来慰謝料とは別ものである生活費を含めて 10 万円という数字は、あまりに少額です。原告らがこの原発事故による避難前と同じ利益状態を回復することは到底できません。

将来も見据えられないという長期かつ過酷な避難生活を強いられるという被害実態の深刻さ、原告らから幸せな日常生活を送る権利を一瞬にして奪い去った被告東電

の加害行為の悪質性や重大性を考慮し、慰謝料額を算定しなければなりません。

次に、居住用不動産についてですが、こちらは配布資料をご覧ください、説明については割愛いたします。

次に、ふるさと喪失慰謝料についてお話しします。

今回の事故では、未曾有の損害をもたらしました。

その中で、ふるさと喪失慰謝料とは、避難慰謝料では賠償することができないその他の精神的損害に基づく慰謝料を総合するものです。

具体的には、今回の事故によって、放射能汚染についての被害、地域の産業に対する被害、さらには、ふるさとというべきコミュニティを喪失してしまった被害などが、このふるさと喪失慰謝料の中身の一つです。詳細は、このあとお話しする個別原告の被害に耳を傾けてください。

さて、ふるさと喪失慰謝料の代表的な損害であるコミュニティの喪失について考えた場合、コミュニティ、すなわち、ふるさととは、原告らだけでなく、その地に住む者にとって、各人の人格発展に不可欠な利益を育むものです。アイデンティティそのものとも言えます。居住者のみなさんは、このふるさとを基盤として、そこにある自然・文化環境を享受し、人間関係を形成していくことで、アイデンティティを培ってきました。

このようなふるさととは、今回の事故によって喪失したか、大きく変わってしまいました。その喪失は、居住者の人間関係の喪失であり、自然・文化環境の喪失に他なりません。いわば、人としての生活基盤の喪失なのです。

人としての生活基盤を喪失したことを金銭で評価するのであれば、大事な家族を失ったことに匹敵するものとして、2000万円が相当といえます。

続いて、これまでお話しした損害把握の全てに関わってくる、避難区域分けの問題

点についてお話しします。ここでは、いわゆる低線量といわれる被ばくの危険性について、触れなければなりません。

なぜなら、現在の①年間放射線量 20msv を基準とした避難指示区域設定、②これに基づいた中間指針に基づく賠償基準が、いずれも不合理であることを明らかにするためです。この事については、原告準備書面第 18、第 27、第 35、第 39 準備書面で詳細に主張しています。

【国際的知見】

まず、国際的知見を確認します。

低線量(100msv 以下)の発ガン性の関係について、国際的に合意されたモデルは、しきい値なし直線モデル(LNTモデル)です。

この国際モデルに従えば、放射線の影響がゼロになるのは、線量がゼロになるときであり、避難(継続)の合理性判断、とりわけ区域外避難の合理性を支える事実である。なお、LNTモデルについては、WG報告書は、公衆衛生上の安全サイドのモデルにすぎないとの反論もありますが、線量率効果係数(DDREF)は、高線量のリスクの半分に見積もられており、決して安全サイドの基準ではありません(意見書1・16頁)。

【ICRP 勧告】

そもそも、現在の避難指示区域設定は、ICRP2007年勧告が被ばく状況を①緊急時被ばく、②現存被ばく、③計画被ばくに3分類し(乙二共4号・10頁)、本件原発事故後の状況を、①緊急時被ばく状況に位置付け「年間20~100msv」の範囲から20msvを選択しています。しかし、2011年12月に野田元首相は、冷温停止を宣言しており、それにもかかわらず、①緊急時被ばく状況の基準を続けている点は問題です。崎山氏は、政府が緊急時の基準を利用し続けている状況を「使い分け」と評しています(意見書1・19頁)。

また、ICRP勧告は、規制当局に対する基準であって、個人の合理的選択を拘束するものではないことも確認されなければなりません。

例えて言うならば、国が国民の生命健康を守るために、どの範囲までの住民に避難指示を行うべきか、という国民生活に介入すべき範囲を定めたものが ICRP 勧告なのです。

放射線リスクを背負うのは個人の健康であるにもかかわらず、ICRP の防護基準では常に社会的コストと個人の健康とが天秤にかけられています（意見書 1・18 頁）。

本件原発事故に全く責任のない原告らの避難範囲を画するものではありません。

ちなみに、ウクライナ、ベラルーシ、ロシアでは事故後 5 年に「チェルノブイリ法」(40) が定められました。これによると年間 5msv 以上の地域は強制移住区域、1msv から 5msv 迄は移住の権利区域で希望すれば移住が認められ住居や就職の保証が得られることになっています。更に 0.5msv から 1msv の区域では妊婦や子どもの移住権が認められているのです（意見書 1・22 頁）。

次に、被告はが主張の根拠としている WG 報告書の誤りについてご説明いたします。

【WG 報告書の誤り】

(1) 100msv 以下でも健康リスクがあるとの証明がなされていることは、崎山意見書で明らかになっています。

元国家事故調査委員の崎山氏は、その専門的知見によって、

① 放射線が生物に影響を与えるメカニズム（甲二共52・1～12頁）

②国内外の疫学調査に基づいて（甲二共 52・9 頁表 2）、低線量被ばくの危険性（統計的に有意に発がん）を明らかにしています。これは意見書 2 の 8p から 6 つの疫学調査について詳しく論証されています。

(2) 他の発がんリスクとの比較のおかしさ

理論上は、隠れるのではなく、「上乘せ」される数値です。また本件原発事故から生じたリスクと、自発的に選択することのできるタバコによるリスク等を比較することは非倫理的と言わざるを得ません。

(3) 原告らは、本件原発事故に全く責任がありません。

原告らは、原発事故までは、ふるさとで平穏に生活していた普通の一般市民です。

避難の合理性の判断基準については第 39 準備書面で主張していますが、未曾有の本件原発事故による損害論を考えるにあたっては、次の潮見教授の見解が指標となります。

「人々の生命・健康や、将来の世代の生命・健康にも関連する環境に対し深刻かつ不可逆的な被害(取り返しのつかない破壊)を生じさせるリスクについては、人々の生命・健康という法益に対する深刻かつ不可逆的侵害というリスクの重大性にかんがみ、人々のとったリスク回避行動に対して科学的不確実性を理由にその合理性を否定し、原子力の利用者(原子力事業者など)の経済的自由権を保護するのは、権利・法益面での均衡を失うと考えられるからである。」(甲二共 65・115 頁)

(4) 原告らの恐怖不安は LNT モデルという科学的根拠に裏付けられ、それぞれが避難した事情にも個別の具体的、客観的事実があります。この後お話しする原告らの被害にどうか耳を傾けてください(原告ら本人尋問)。

20msv 基準に拘束されない、損害把握が不可欠です。

個別原告の損害(仕掛かり)

次に、原告らが本件原発事故で強いられた損害、今なお強いられ続けられている損害についてお話しします。

【1 番】

事故当時たまたま住民票が仕事の都合で富岡町から習志野へ移していたところ、それを理由に東電から「あなたたちは避難者ではない」と賠償を拒絶されました。

しかし、富岡町役場から「立入り証」が送られてきました。これには「住民基本台帳に記載されていないが富岡町に生活拠点があつた者であることを証明する」とはっ

きり記載されています。これは、居住の本拠地が富岡町にあったことを証明しているものです。富岡の町に大切に建てた家、それは1番にとってこだわりの家でした。

原発事故の後、まったく先の見えない状況となり、すっかり体調を崩してしまいました。お医者さんからは避難生活のストレスで悪化したと言われております。2013年3月には、しばらく入院する羽目になりました。妻も脾臓が悪くなり、入院して手術を受けています。

【2番】

18歳から長年飯舘村で郵便局員として働いてきました。4世帯同居の賑やかな生活。食卓はとても賑やかで、会話と笑顔にあふれていました。しかし、そんな家族がみんなバラバラになりました。

2007年12月30日、母は入居していた特別養護老人ホーム菜の花苑で亡くなりました。

生前母は、福島に帰りたがっており、原告番号2は、母に「お父さんの一周忌には連れて行くからね。」と約束していましたが、長時間の異動は困難な状況で、結局、避難後、一度も母や福島に連れて行ってあげることはできなかったことを悔やんでいます。

2番一家は現在、飯舘村をあきらめました。自宅周辺の森や田んぼが除染されず、放射線の不安が大きいからです。現在、福島市内に新たに土地を購入し、娘家族と2件隣どうしで家を建てることを計画しております。被告の賠償がどうなるかわからないなかでの大きな決断ですが、家族の再出発のためにも一歩踏み出すつもりです。被告に対しては、早期に適切な賠償するよう強く求めています。

【3番】

退職した暁には山野草の栽培や陶芸・木工をして暮らそうと心に決めていました。山野草栽培の条件を満たす土地を仕事の合間に探し回りました。日本だけでなく、ユーラシア大陸を中心に世界中をさがしました。山野草栽培にピッタリの土地を浪江町に見つけた3番夫婦は、1991年、約5400坪の土地を購入しました。

2005年、3番は勤務先を早期退職して、夫婦で浪江町に移り住みました。敷地内に整備した畑や果樹園では夫婦で様々な野菜や果物を栽培して自給自足の暮らしでした。水はおいしいし、景色は素晴らしいし、自然に囲まれて本当に幸せな毎日でした。山野草園と日本伝統の鍛冶作業に力を入れました。

山野草園が充実し、鍛冶でつくった刃物を販売できるようになった矢先の2011年3月11日、原発事故が起きました。

東電は「あなたの土地は山林・原野で、価値なんかないでしょう」という態度をとっています。3番夫婦が浪江町の敷地にかけて20年にも及ぶ時間と労力、そして愛情を何だと思っているのでしょうか。あの浪江町での生活をかえすことができないのであれば、せめてしっかりした賠償をしてもらいたい、そのように述べています。

【4番】

4番は、浪江町で生まれ、育ちました。妻と二人の子どもとともに浪江町で生活していました。事故の時、長女は小学5年生、長男は小学4年生でした。父が代表取締役を務める水道設備会社で取締役として勤務し、妻も事務員として勤務していました。

原発事故前は、自宅や会社の周りはみんな知り合いで、声をかけ、協力し合いながら生活していました。子どもたちは、綱引きのスポーツ少年団の強豪チームに入り、全国大会も夢じゃない、そんな状況でした。家族で地域のお祭りに参加したり、子どもの同級生家族や従業員家族と一緒に海やバーベキューに出かけたり、平穏な生活を送っていたのです。

原発事故で、平和な暮らしを根こそぎ奪われました。いずれは父親の跡を継ぎ、夫婦で力を合わせて会社を経営していく予定でした。しかし、本件原発事故によりその道も完全に閉ざされ、夢を失いました。

放射線量が高く、子どもを連れて帰って住める場所ではないと思い知らされ、苦渋の選択で帰還を断念し、千葉県内に中古のマンションを買いましたが、避難生活が長くなればなるほど、ふるさとへの思いは強くなるばかりです。転校を余儀なくされた子どもたちの不安、避難後、大量の鼻血をだした子どもの健康不安など、不安は尽き

ることがありません。

【5番】

5番夫婦は原発事故前、故郷の福島県双葉郡双葉町で暮らしていました。夫は、定年退職後も、地元の行政を支えるために活動し、氏子総代としても地域住民のために奉仕していました。地域のつながりが、生きがいそのものでした。数年前、夫は脳梗塞を患いましたが、友人や周囲の人々に支えられてリハビリに励んでいました。

妻は、長年、自宅で生け花教室を開いており、生徒さんたちと一緒に旅行に出かけたりして、お稽古の枠を超えて親しくお付き合いしていました。

避難所の生活は、病気の夫には一層辛いものでした。避難所のトイレも、身体の不自由な夫には使いづらく、介助の人手も不足しており事由にトイレに行ける状況ではなかったため、夫は次第に水分を控え、一日中ひたすら動かず我慢するようになってしまいました。夫は、今は歩けず車椅子生活を余儀なくされています。老老介護で体力的にも精神的にもつらい日々が続いています。

私も夫も、今はほとんど一日中、家の中に閉じこもってしまっています。

【6番】

6番は、千葉でサラリーマン生活をしていましたが、夫婦で完全無農薬の安全安心な農業をしたいと、平成13年に福島県の浪江町に土地を見つけて購入をしました。

6番夫婦は浪江に移り住んで第二の人生を送る計画を10年かけて実際に実行してきました。理想の農業をして、安全な作物を収穫し、乾燥野菜やジャム等に加工をして、将来的にはインターネットで販売をしたいと思っていました。農業には子どもたちも興味をもっていましたので、子どもたちがその農業を次いでやっていくことも考えていました。浪江での農業は理想そのものでした。10年以上もかけて整備し、自宅まで建てた土地で、次のふるさとというべき土地でした。

【7番】

生まれてから90年近く、小高区で生きてきました。たくさんの方が訪れる野馬追祭りでは何日間にもわたって食事を提供するなど、7番にとっては最大の仕事であり、

生きがいでした。若いころにはバレーボールや外仕事が好きで、人との交流も大好きでした。今となっては足腰も弱り、身体的な機能も随分低下して、現在は寝ていることが多くなってきています。

娘さんによれば、「我が家はちょうどまちの中心にありましたので、それこそ知り合いの方、あと近所の方、親戚も含めてですが、皆さんよく立ち寄ってくださいました。母は、そういうような方々と一緒にお茶を飲みながら話しするのが大好きで、いつもお茶やお菓子を用意して備えていました。」ということです。

猫のマーくんは、母が動くときにゃあにゃあいいながら後を追いかけますし、食事するときも一緒、寝るときも一緒の猫でした。

大震災のあの地震に驚いて、家から逃げたまま行方知れずです。

パートナーを失った悲しみ、守り続けてきた小高の土地に二度と戻れない悔しさ、悲しみは計り知れません。

【8番】

8番は家族4人で、福島県西白河郡矢吹町で生活していました。

原発事故が起きた当初、矢吹町は避難区域外だったこともあり、8番一家は、すぐに避難を決意したわけではありませんでした。

しかし、平成23年8月19日、子ども達の尿からセシウムが検出されたとの検査結果がでました。夫婦は、血の気が引き、目の前が真っ暗になりました。矢吹町から避難することに迷いはありませんでした。

平成24年3月末、家族4人は、千葉県茂原市に避難しました。給与はだいぶ減り、矢吹町の家ローンの支払いもあったので、家計は苦しくなる一方でした。

平成26年3月20日、義父の病気（食道ガン）に加え、経済的に避難生活を続けることが困難だったことから、矢吹町へ戻ることを決意しました。

矢吹町は、かつてのように、放射能の健康への影響を気にすることなく安心して生活できる場所ではなく、住民同士の暖かな交流もなくなってしまいました。

被ばくを避けようとする人々を排除しようとする空気が確実に生まれてしまっ

います。事故前のコミュニティとは全く違う空気が流れているのです。

夫婦は、子どもの健康を考え、親として避難するという決断をし、実際に避難したことで、とても苦しい思いをしました。国と東京電力には、こうした気持ちを、きちんと受け止めて欲しいという思いを強くしています。

【9番】

9番は、2014年10月17日に亡くなりました。89歳でした。原発事故から約3年半後です。

息子によれば、生前は隣には請戸漁港というすばらしい港があって、そこに揚がる魚が最高で、9番の親戚には漁師をやっている方もいて、しょっちゅうおいしい新鮮なとれたての魚が家に届いていたということでした。四季折々、特にカツオやカスベそれからアンコウ、こういったものが大好物で、とにかく魚が好きだったということでした。信仰心が篤く、神棚やお墓を人一倍大切にしていました。

「ああ、おらはもうここで死ぬのか。何とか双葉の墓に入りてえものだな。」そう言い残したまま、2014年に亡くなってしまいました。

【10番】

10番は、原発事故の当時、南相馬市小高区に妻と長男（中学2年）、長女（小学5年）と住んでいました。

妻は、身体障害がありましたが、介助があれば必ずしも車いすがなくても生活ができていました。

妻の障害は、避難所での厳しい生活が影響して、重くなり、障害等級もかわりました。福島にいるときは、妻は軽い介助で歩いていましたが、千葉に来てからは車いすで移動することが多くなり、障がいが重くなりました。

子どもたちは福島で生まれ育ちました。震災で避難する前は、特に問題もなくいい意味で平々凡々とした生活でした。

しかし、避難して最初に転校してきた学校でいじめや学校の先生とのトラブル等があり、それらが原因で息子は心療内科に通院することになってしまい、別の中学校へ

転校せざるを得なくなりました。

娘も、長男と同様にいじめを受けて、その学校で、集団で学ようなことができなくなり、欠席も多くなってしまいました。環境の変化により、生活及び勉強に支障が出てしまっています。

【11番】

11番はいわゆる区域外避難者です。

11番は、福島県いわき市で、小学校に通う子ども達二人と市営住宅に住んでいました。当時、歯科助手として歯科医院に正規雇用されていたので、経済的にも安定し、健康で、平凡でも楽しい生活がありました。

少しでも福島第一原発から離れたところで生活し子どもたちを守りたいと考えていたところ、知人の方から千葉県船橋市で生活しないかと誘われ、2011年4月、千葉に避難してきました。

子どもたちは、避難当初はいわき市に戻りたいと泣いていることが多くありました。

千葉でも歯科助手の仕事をしたと考え、避難をしてきた直後から仕事を探し、パートではありますが、歯科医院で歯科助手として勤務することができました。しかし、その数か月後、その日は工作中から調子が悪いなあと感じていましたが、帰宅後、全身に発赤がでて、呼吸することも困難なほどせき込む状態となりました。急いで病院で診てもらおうと、ラテックスアレルギーと診断されました。

医師からは、ラテックスアレルギーの原因としては、ストレスや疲労、環境の変化などが考えられると言われています。原発事故との因果関係があるかもしれないともおっしゃいました。

平成25年、子どもたちが甲状腺の検査を受けたところ、長男の甲状腺に2個以上のう胞が見つかりました。医師の話では、直ちに問題となるものではないそうですが、子どもへの放射線の影響を考えると不安が大きいです。また、避難したことで避難しなかった友人たちとの関係が悪化し、元あったコミュニティが失われてしまいました。

【12番】

12番は、原発事故が起きる前は、福島県南相馬市小高区に、妻、次男と私の母と一緒に住んでいました。長男や長女は、小高区や相馬市に住んでおり、それぞれ孫を連れてよく遊びにきてくれていました。

3月11日、原発事故を知り、放射能が怖かったことから避難を決意しました。ガソリンが一番入っていた息子の軽自動車に乗り、私、妻、息子、母とともに避難しました。

80歳にもなる母親にとって体力的にも精神的にも本当につらい日々でした。

妻は南相馬の工場で働き出しました。母は身体が弱り、福島まで連れていけなくなりました。母を一人にするわけにはいかないので、私が東金に残ることにしました。私は東金の自宅、妻は福島、母は施設という形で家族がバラバラになってしまったのです。

母は平成23年5月に心筋梗塞になり介護施設に入所しました。最近はいつ帰るんだということは言わなくなって、「ここで死ぬしかないんだべな」と言うようになりました。私はその言葉を聞いて、母がふるさとへ帰ることを諦めざるをえない気持ちでいることを思うと涙が出てきます。

【13番】

13番夫婦は、人生のほとんどを南相馬で暮らしてきました。夫は60年以続く石材業を営んでいました。やりがいそのものでした。夫は要介護2の判定を受けていましたが、身の回りのことは介助ありで自分でできるような状況でした。しかし、避難生活は、障害者である夫には負担が大きかったようで、千葉に来てからは、毎日のように、身体の不調を訴えていました。2011年夏頃からは、寝たきりの状態となってしまいました。

夫は闘病を続けてきましたが、2015年8月、亡くなりました。

夫婦の住んでいた南相馬は、一見何もないようでありながら、海も山も川も近くにあってとても自然に恵まれ、人が生活する環境として申し分のないところでした。

南相馬では、地域の人と話をしない日というのはありませんでした。なぜか私たちの家には、みんなが集まってきて、色々な出来事を話し合い、笑いが絶えない毎日だったのです。妻も長引く避難のストレスにより、円形脱毛症になり、毎日震えが止まらない日々です。南相馬は、もはやふるさととして帰れる場所ではなくなってしまいました。

13 番夫婦は区域外避難者だとして、低額の賠償しか受けていません。

【14番】

14 番家族は、父と子3名で広野町に住んでいました。上の2人は器楽部に入り、末っ子は野球チームに入っていました。子どもたちは3人とも、友達に囲まれ、楽しく充実した日々を過ごしていました。事故当時小学校6年生であった長女は高校に進学しました。高校進学と同時に、長女に今まで欲しがっていた携帯電話を持たせたところ、長女はすぐに広野にいた頃の親友に携帯で連絡をとっていました。お互い携帯電話を持ったら電話で連絡を取り合うことを約束していたようです。頻繁に「懐かしいね。」「逢いたいね。」という寂しそうな声の呟きが挟まれていました。日々、笑顔の絶えない長女の中にも広野に帰り、地元の友達と一緒にいたいという想いと寂しさが残っているようだと、感じています。

広野からは定期的に町の広報誌が届きます。子ども達もその広報誌は見ているようで、友達のことが載っていると、誰々が載っている、と嬉しそうにしています。広野町には最近、初となる中高一貫校が出来ましたが、その記事を広報で見た長男は、「何であそこに学校を建てるんだろう。除染したからもう大丈夫、みたいな事を言っているけど、原発があって未だに放射能が出続けているのだから、除染したからって安心して暮らしていける訳ないじゃん。」と話していました。長男の中では全国にバラバラになってしまった友達に故郷で再会したいけれど、放射能の恐怖があってその夢は叶わない、という憤りと諦めがあるのです。子は、転校先でいじめに遭い、さらなる転校を余儀なくされました。

子ども達の心の奥にも未だに「故郷」は残っているのです。距離が離れれば離れる

ほど、そして時間が経てば経つほど私たちの心の中での「故郷」は大きくなり、そしてその分、故郷を失ったという喪失感も大きくなります。

【15番】

15番一家は、福島県南相馬市小高区に自宅があり、妻、90歳近い母、それぞれ中学生の長女、次女の5人で生活していました。

母は、高齢ながら社交的な性格で、手押し車を押し、自宅から500～600メートル離れた友人の家に行き、お茶を飲みながらおしゃべりすることを楽しんでいました。老人会での同世代との交流も楽しんでいる様子でした。

社交的な性格だった母も、友達と離ればなれになった為、千葉に避難してきて以来ふさぎ込むことが増えました。避難生活のストレスから、母は体調を崩しがちになり入退院を繰り返していましたが、友達とも再会できないまま、今年5月7日に母は千葉の地で亡くなりました。

15番一家だけが戻っても、周囲の人達がいなければ生活をしていくこともできません。南相馬市小高区の自宅は山間部で人口が多い地域ではありません。皆が戻らなければ以前のような生活に戻ることはできませんし、人々が戻らなければ商店も開かず通常の生活をすることもできません。

長女や次女は、これから結婚し子どもを産む年齢です。とても子ども達を連れて地元に戻る気持ちにはなれない、という思いを強くしています。

【16番】

16番は浪江町で暮らしていました。「農のある暮らし」（農業が身近にある生活）がしたかったし、高齢化で続けていく事が困難になっている農家で働くことを強く望んでいました。そして相談し、妻の実家がある福島県浪江町で農業に携わることになりました。

震災と原発事故により、私は着の身着のまま避難し、マスコミの情報をもとに避難を続け、体力的にも精神的にも極限状態になり、以前のようにゆっくりと休むことができませんでした。浪江町の耕作地は帰還困難区域に指定され今どうなっているか

わかりません。浪江町は三区域に線引きされ、解除区域だけがガラスの壁で仕切られているわけでもなく、山から拭いてくる心地よかった風や川を流れる清らかな水さえも不気味で、散歩する気分さえなれないと想います。どうしてこんな町になってしまったのでしょうか。そんな思いがとめどなく溢れてきます。

16番は、浪江町での「里山を守る」「農のある」「田舎暮らし」の仕事を奪われてしまいました。妻と郷里で暮らすことも、妻の実家の家族と自然を共有して暮らすことも、転居して新しく知り合った浪江町の人達とも暮らすことができなくなりました。帰還は困難であり、浪江町で農のある暮らしをすることはできず、当時の人間関係も失われてしまったのです。

第二の人生を福島で送り、福島をふるさとにしようという希望を奪い、生まれ育った歴史のあるふるさとを奪われた妻の悲しみや悔しさを想像していただきたいと思います。

【17番】

17番は浪江町の自宅で生活していました。明治時代、その前から続いてきた浪江の土地を、ずっと守ってきました。

戦前、父親が勤務していた福島県相馬郡中村町に住んでおりましたが、父と二人の兄が戦死し、昭和20年8月、日本の敗戦により故郷である双葉郡大堀村に帰りました。母、祖母、弟3人の生活を支えるため、旧制中学校を3年で退学せざるを得ず、農業につきました。少量の保有米まで強権発動で持ち出され、貧困のどん底の生活でした。しかし、家族を養うため、歯を食いしばって、稲作・養蚕・煙草栽培など、あらゆる事を行いました。昭和30年の米増産の時代、畑を田んぼに変え、水田面積を倍にして、稲作中心の農業を営んできました。

しかし、年月をかけて築きあげてきた財産の全てを、今回の事故によって奪われてしまったのです。

何代も続いた浪江町の家が消えてしまう事の無念は、筆舌に尽くし難い苦悩です。80歳を過ぎてから、何故、懸命に築き守ってきた財産の全てを失い、嫁いだ娘の家に

仮住まいし、生き甲斐にしてきた農業を止めさせられ、自由に耕作してきた米や野菜さえ買わなければならないのか。悔しくて、悲しい思いがあふれます。

最後に、裁判官に改めてお伝えしたいと思います。

全く普通の人々が、全く普通の生活をして、全く普通に暮らしてきたのに、突然、事故によりそんな「普通」が奪われてしまいました。ただ一方的に、希望を奪われてしまいました。裁判官には、どうか原告本人の声に耳を傾けていただき、被害をその目とその耳で、確かめていただきたいと思います。

以上